平成２８年（フ）第１０６４号
福岡市南区柳河内２丁目11番１号、前住所福岡市南区花畑３丁目19番10号
破産者　渡辺　　浩
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０６５号
福岡市南区柳河内２丁目11番１号、前住所福岡市南区花畑３丁目19番10号
破産者　渡辺　　愛
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１２３号
福岡県筑紫郡那珂川町王塚台１丁目165番地
破産者　片岡　直樹
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１３８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋769番地１　北州ハイツ　305号
破産者　清水智枝子
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６０号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目28番64号（リフレタイム202号）、破産手続開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市自由ケ丘１丁目４番15号
破産者　松元功史郎
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第８５７号
福岡県糸島市浦志２丁目18番８号　101、前住所長崎県大村市小川内町525番地16
破産者　伊東　和昌
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６２号
沖縄県那覇市山下町18番20号　ワールドハイツ山下403
破産者　武田　雄一
１　決定年月日　平成28年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第６１４号
札幌市中央区南22条西９丁目２番33号　ファインライフ南22条403号
破産者　松岡　里美（開始決定時小原里美）
１　決定年月日　平成28年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３６７号
北海道北広島市大曲南ヶ丘４丁目13番地24
破産者　原　　弘
１　決定年月日　平成28年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３６８号
北海道北広島市大曲南ヶ丘４丁目13番地24
破産者　原　美代子
１　決定年月日　平成28年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３８号
茨城県桜川市久原452番地４
破産者　小松本勝利
１　決定年月日　平成28年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２８０号
埼玉県越谷市大成町７丁目85番地１
破産者　鈴木　　功
１　決定年月日　平成28年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３８３号
埼玉県草加市小山２丁目10番26―201号
破産者　青木　秀樹
１　決定年月日　平成28年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３８６号
埼玉県吉川市吉川２丁目２番地４　サンパレスワタナベ202号
破産者　川口　嘉弘
１　決定年月日　平成28年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第８１９号
広島市安佐北区あさひが丘１丁目39番６号
破産者　渡辺　崇江
１　決定年月日　平成28年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１２号
広島県東広島市黒瀬町津江1237番地３
破産者　藤原　安義
１　決定年月日　平成28年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２０号
広島市東区戸坂山崎町２番55―203号
破産者　天倉　輝美
１　決定年月日　平成28年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５号
広島県三次市南畑敷町736番地１
破産者　西川　由美
１　決定年月日　平成28年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第２４号
広島県三次市十日市南５丁目10番19号
破産者　田中　雅敏
１　決定年月日　平成28年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部